

	名称	基本理念	目的	
A		市民が主体であり、下関の発展に努める	市政やまちづくりへの市民参画により、市民や地域ニーズにあった個性と魅力ある社会の実現を図る	A
B	下関市まちづくり市民参画条例	住みやすく快適なまち下関を実現するために、市民と行政がパートナーシップの関係を築き、行政に市民参画の機会をつくり、市民がまちづくりの主体であることを認識して、新しいふるさと下関をつくる。	地方分権の時代にあつて、市民参画型の市政を推進するため、政策の形成・実施・全評価の段階で市民と行政がともに責任ある主体として、協力しあえる仕組みをつくる。	B
C	下関市まちづくり市民参画条例	「地方分権の進展する中で多様性・個別化する様々な地域課題」 「市民一人ひとりが豊かに暮らせる活力溢れる下関のまちづくりには、市民の主体的な参画と行動が不可欠である」 「そのために、次代を拓くパートナーシップを確立する新しい社会システムを構築する」	「この条例の目的は、まちづくりの主体である市民が、創造的なまちづくりのために、市政の「計画立案・実行・評価」の過程に参画し、役割の分担とその責務を明らかにし、パートナーシップの関係を構築し、まちづくりに寄与することにある。」	C
D		わたしたちのまち下関市は、「人」による「人」のための新しい地域社会の実現、市民一人ひとりの幸せと社会の幸せとが生き生きとひかりかがやく快適環境都市の実現のために、社会の構成員が互いに支援しあい、互いに協働しあい、互いに交流しあうことを必要とする。	個人の意識の変化、市民のニーズの多様化・高度化等、社会基盤を取り巻く環境変化に伴い、従来の行政主体による地域社会から、市民一人ひとりの自立性を認め、市民一人ひとりの能力をそれぞれ持ち寄って、それをすり合わせて支えあう新しい地域社会の実現のために以下の項目の推進を促す。 ・個人の自己実現　・行政任せではない自発的行動意識　・地域社会への参加意識　・企業の社会貢献活動　・自由選択による交流意識　・純粋な気持ちでの人とのふれあい	D
E	下関市まちづくり参画条例	市、市民、NPO・市民活動団体は対等の立場でそれぞれの役割を理解し下関市とその「まちづくり」の発展に努めあう	市民の「まちづくり」の参画への推進について基本理念を定め、市、市民、NPO・市民活動団体の役割を明らかにするとともに、市民の「まちづくり」の参画推進に関する基本的な事項を定めることにより「まちづくり」がより市民のものとなりかつ地域社会の発展に寄与する	E
F	下関市市民参画条例	下関市を誰もが住みよいまちにするために、行政および市民と市民活動団体がそれぞれの責務と役割を自覚して努力をする	基本理念に基づいて、行政、市民、市民団体が対等の立場で、それぞれの立場を理解し尊重し努力して魅力ある地域社会の実現にむけて努力することを目的とする	F
G	下関市まちづくり市民参画条例	市と市民、市民活動団体が対等な立場でそれぞれの役割を分担し、協働して、より良いまちづくりの実現に努力する	まちづくりにおいて、市民参画の基本的事項を定めることにより、市と市民、市民活動団体が協働し、活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする	G
H	「ジャンプ21」下関市市民活動条例 下関「あなたの声が生きる」条例	1.市民(参画)活動は、市民の主体性と社会的責任をもって促進する 2.活動に際しては、市民と行政のパートナーシップのもとに協調することとする	この条例は、市民(参画)活動の促進について、基本理念と施策の基本を定め市民及び市の責務を明らかにして「21世紀の下関」を創ることを目的とする。	H
I	下関市ネットワーク条例「手を取りあって」	下関市民が手を取り合い、開門の町を今まで以上に住みやすく、明るい町に。	市民と行政とを繋ぐパイプの1つとなるよう、両者の間を近付ける。	I
J	下関市市民参画条例	市政の主役は市民であり、市政の主役である市民が行う活動を支えるのが行政の役割である	市民活動を促す為にこの条例を制定する	J
K		伝統ある歴史と豊かで美しい自然環境に恵まれた郷土を愛し、心豊かな住みたいまちを築くため、いつでもどこでも市政の中に市民が参加・参画できるものを目指す	理念にも有るように、心豊かな住み良いまちを築くため、市民参画を保障する制度を作ること	K

定義	定義	定義	自由項目	
ボランティア	自由項目	自由項目		
特性を生かしながら活動し、市民に理解されるように努め自己責任をもつ			第三者機関の設置：審議会の設置（10名くらい）	A
経済的見返りを考慮せず、自らの自覚と責任で社会に貢献する活動				B
別添概念図参照（資料2 P7）	条例に用いられる用語の定義については、綿密に検討して公正さを保ちたい。			C
NPOが組織の社会的な役割を担うのに対し、ボランティアは個人の社会的な役割への思いを表す。「個人」のスタンス。組織に関わる人のほとんどがボランティアで構成される団体はボランティア団体。				D
（ボランティア活動）社会に貢献したいと思う市民がNPO活動に参加する活動	コミュニティ活動：地域において構成されている団体の活動（自治会・子ども会など）	NPO活動（社会貢献活動）：社会に必要と考えられる様々な思いをひろく市民に対して発信・提供して企画への参加を通して促していく活動		E
個々の立場で、相手のために自分の出来ることを利益を求めずに行う				F
	キーワード：条文は親しみやすく、わかり易いとありますが、私もこの点を一番に考えたいと考えております。他市の条文をいろいろ読ませていただきましたが、ほとんどの所が固い、似たりよったりの文章で、強いインパクトを受けませんでした。条文の名称の後にわかり易くかつ魅力的なキーワードが添えられればと考えております（神戸のワークショップの例）			G
NPO法人格を持たない市民活動団体又は個人				H
人々が、相互に助け合うこと。				I
自分の時間とお金の許す範囲内で社会のためになる活動を断続的に行っている人あるいは団体				J
自治会活動自体この言葉と意義を同じくする傾向がある			住民の住民による住民のための自治を実現する制度づくり	K

定義	定義	定義	定義	
市民参画	条例の対象	市民活動団体	NPO	
まちづくりに進んで参画する意識をもつように努める	市政運営、健康福祉活動、環境問題、教育文化、スポーツ他	特性を生かしながら活動し、自己責任をもつ	特性を生かしながら活動し、市民に理解されるように努め自己責任をもつ	A
自分が暮らす社会に関心を持ち、「市民が主役の市政」の認識のもとに協働を基調として、市政にまちづくりに、市民が積極的に参画し行動する。	1. 市民活動団体 2. コミュニティ団体（自治会など） 3. NPO&ボランティア団体 4. 保健福祉団体 5. 文化芸術団体 6. 行政 7. 個人活動	自らの意思にもとづき自主的・自発的に営利を目的とせず、社会に貢献する活動団体 政治上の主義や宗教を広めることを目的としない。	非営利組織 営利を目的としない活動を行なう民間組織・団体	B
市政の計画立案・実行・評価の過程に参画し、協働の責任を担うことにある。	別添概念図参照（資料2 P7）	別添概念図参照（資料2 P7）	別添概念図参照（資料2 P7）	C
市民の直接的な社会参画を定着させることで、個人の夢や可能性に対しその機会を逸することのない機動的・能動的な活動を促し、結果として市民の自覚と責任を養い、個人が社会の役に立つしくみ。	行政・市民および以下の公益団体（広義のNPO）。 NPO法人・市民活動団体・ボランティア団体・社団法人・財団法人・社会福祉法人・学校法人・宗教法人・医療法人・町内会・自治会など社会的使命を達成することを目的とした組織。	NPOのうち、特に市民によって支えられている自発的な公益団体。	行政や企業では扱いにくいニーズやNPO法12分野に対応する活動を民間の立場で自発的に行い、社会的な使命を達成する組織。 使命＝サービスの提供・問題の解決。「組織」のスタンス。	D
市民、NPO・市民活動団体がより主体的に「まちづくり」に関わることで市とともに心豊かでやさしいまち「下関」をめざす	市民・市民活動団体・NPO法人・一般企業・行政	（もしくは市民団体） 同じ思いをもった市民が組織を構成しその思いを活動を通してひろげていく団体	（NPO活動団体、民間の非営利活動団体、もしくはNPO団体） 社会に対して必要・大切と考える目的に対して賛同した市民が組織を構成し自由で自発的であり主体性をもって社会に貢献していく活動をする団体	E
市民が個々の立場で、行政に参加すること 例えば企画の段階から意見を述べ組み立てていくこと	この条例は行政と市民及び市民活動団体並びに事業者（働く人達を含めた）、即ち市民全体が対象となる	営利を目的としないで、自主的に活動し公共のために成果をあげていく団体	営利を目的としないで、自主的な活動しながら、多くの人の利益になるための事業を行なっていく団体	F
市民は行政とのパートナーシップのもと、まちづくりの政策立案、実行、評価に参画する	市と市民（下関市に在住、在勤、在学する）、市民活動団体	1. 宗教、政治、営利を目的としない 2. 他の団体・行政とパートナーシップを構築できる 3. 市民の意思があれば誰でも参加の場を提供できる 4. 活動内容の情報公開		G
市民が協働の視点で施策や事業の立案、実施、評価の各段階に参加参画すること		自らの問題意識で捉えた課題に対して、自らの方法で解決すべく活動を行う団体	営利を目的としない市民の自発的意思による活動団体（第4次P196転用）	H
単に意見を伝えるだけでなく、表明、結実へ繋げること。	下関市に暮らす人々。	人々がネットワークを作り、自分とそのネットワーク内の人のために活動する団体。	人々がネットワークを作り、自分とそのネットワーク内の人々、それ以外の人々のために活動する団体。行政とも市民とも対等な立場にあるもの。場をつくるもの。	I
かつては行政が中心となっていた都市計画などに市民が加わる	市民活動に参画若しくは参加することを希望する市民が当条例の対象となる	”文化面での街づくり”を行政とともにやっている組織を指す（文化面以外での街づくりでも問題ない）	信念を所持しかつ営利を追及せず行政と協働して街づくりをしている団体	J
	NPO、ボランティアという比較的新しい組織のみならず、基礎的コミュニティである自治会の意義、役割をふまえた条例とすべきである			K

A	問題認識	立案	実行	
	市民の意見が反映され、市が事業実施するプロセスで、行政と市民が強いパートナーシップのもと協働することにより、個性と活力にみちた社会を作る	政策の企画・立案などの過程から市民参画により効果的に実施する	それぞれの地域の問題や専門性において市政と協働し、まちづくりに大きな効果をあげる	A
	市民と市の適切な役割分担のもと、行政への参画体制を確立する。また、その活動にたいして保障する。	政策および方針の立案に参画する機会の確保	1. 理念のアピール 2. 市民参画の推進 3. 情報の提供・公開の推進 4. 市民・行政職員の能力開発 5. NPO・市民活動の支援	B
	「市民の問題認識を把握するために調査委員会の設置など、調査機能の充実が不可欠である。」	「計画の立案に当っては、推進委員会（仮称）を設置し、ワークショップを実施するなど、広く市民の意見を集約することが必要条件である。」	「施策の実行に当っては、市民活動団体に事業を委託することを通して市民活動団体のエンパワーメント高めることが肝要である。」	C
	行政は法律・予算に基づき最大多数の希望を公平一律に実現するよう社会資本や社会福祉等の財やサービスを提供するが、一方で公平・公正を重んじるが故、画一的なものになりがちとなる。また、新たな状況やニーズに即時的、機動的に対応することは容易ではない。時代とともに発生する課題や多様な市民のニーズに対し、前例や採算にとらわれない独自の発想を持ち、多様な価値観による財・サービスの提供が必要。	有識者による顧問制度の導入 市民評議員制度の導入	有識者による顧問制度の導入 市民評議員制度の導入	D
行政と市民 市民と行政	（ 市政に関心をもつ） ふれあいティールーム、市長へのEメール、市長へのハガキ・・・市民が対象 施策をインターネット公開、NPO活動団体にも協力や情報を発信・・・団体が対象	市民・市民団体に企画や立案のアンケート・意見の公募 施策・企画ごとの審議会の設置（審議委員は全て公募）し 担当部と調整	NPO活動団体への委託・管理	E
	行政に参加することが、これからのまちづくりの基本となることを認識し、行政から市民へ、市長から行政へと太いパイプ作りをする必要が有る。そのためには、市民アンケート、市民団体、各種モニターからの意見公募、行政との対話が必要になってくる。これを広報等で広く公開することがパートナーシップの第1歩だと思う。			F
	いろいろなお意見があると思いますが、下関市民の行政に対する関心は低いと、私は思います。（下関市に限りませんが） また私自身もどの程度のところ迄市民の参画が可能なのか疑問が残っています。このような状況の中ですので施策の実行に至るプロセスを市民に納得のいく、わかり易い言葉で語りかけられる形になればと思います			G
	既存の施策は条文なくても続けること（首長として当然のアクションだ）	計画段階（総合、実施、年度、個別）毎及び事業費に対する市民参加の環境を整備する	課題 窓口の一元化 議会とのかかわり 参画の手法は	H
	市民は、市政に参加する意思を持つべきである。行政は、市民が市政に参加するために必要な情報を提供し、市民の力をより受け入れるべきである。			I
	あくまで多くの市民にとって有益である政策でなければならない	計画立案時には多くの市民の意見を盛り込むためにこの段階での市民参画は不可欠である	議会の承認を得たら行政は速やかに決定事項をおこなわなければならない	J
				K

評価	情報	審議会	実効性の確保について	自由項目	
	情報公開により信頼関係を築く、広報広聴活動を通して情報提供する	公募の実施			A
行政評価システムの導入 市民と協働によるまちづくり に対する評価	行政の情報公開の推進 公文書の公開、個人情報の保護	1. 市民の全分野への審議会 委員としての参画促進 2. 男女の比率のバランス(4 0%以上) 3. 公募の必要 性	1. 広く各施策の企画・実 施・結果評価の各段階へ自己 評価システムを導入する 2. 目標を設定する 3. 施 策を実施するための財政上の 確保		B
「第三者機関による評価委員 会において、客観的に実効性 を評価することが肝要であ り、そのことが協働参画の能 力を高めることになる。」	「計画の立案・実行には、必 要とする情報の提供が不可欠 である」	「立案・実行に関わる推進委 員会(仮称)、施策の実効性 を確保する評価委員会(仮 称)」	「前述」	「市民参画を実効性のあるも のにするためには、広く市民 の意見を集約する機能を重視 したい。公聴の方法には様々 なものがあるが、恣意 による特定の意見に偏する事 が無いように配慮したい。」	C
有識者による顧問制度の導入 市民評議員制度の導入	行政の縦割り組織とは別に市民 生活に密着した分野別(例: N PO法で定められた12分野な ど)の柱を示し、市民と行政の 双方向であり、かつ包括的に情 報を収集・発信する機能・機関 が必要。 市政モニタリング制度	有識者による顧問制度の導入 市民評議員制度の導入 審議会は議会・行政・評議会 からの必要に応じて設置	有識者による顧問制度の導入 市民評議員制度の導入	議決は議会の専権事項とす る。	D
各担当部までは課の自己評価 審議会での評価 NPO団体からの評価	行政の既存ルートでの情報公 開 NPO団体への情報公開	市民・NPO活動団体と行政と の構成	推進機関を設置 構成は市民・NPO団体・行 政・議員で公募の対象は市 民・NPO活動団体	公共的施設等の活用: 行政も しくは公共機関で管理されて いる施設の活用の促進	E
			行政、市民両方からの意見を 公正に判断する第三者機関の 必要を思う。		F
重要だと思います その為に も(それだけではありません が)第三者機関が必要だと思 われます	提案型広報が実現すれば、市 民と行政双方向の情報交換の 場は保障されるのではないか と思う				G
対 総合計画、前年度実績と の数量評価	政策論議(起案~成果)に役 立つ情報の提供	メンバー構成(男:女 5 0:50)、(人口比率配 分)、(学生への呼びかけ) 公募とコミュニティリーダー	必要の都度、定期的、チェッ ク機能は必要	情報の取扱: 庁内システムの 改善と併せて、現状の広報広 聴の在り方は研究会の発足を 希望する。	H
一定の期間ごとに、行政側、 市民側相互から評価を行う。 市民全てを対象に、意見を公 募する。	意見、情報交換の場をつく り、機関誌を発行。	一定の期間ごとに、条例の不 備や改善点を討論する。	市民へのアナウンスを徹底。 小中高大の学生にもパンフ レットを配布する。		I
客観性を得るために第三者機 関にゆだねる	よりよい政策を計画、実行す るために、常に市民がその政 策のよしあしを判断するた めに必要となる情報は公開し なければならない	よりよい街にしていくには絶 対に必要な できれば参 画機関であって欲しい	市民意識の向上が不可欠 そ のための条例となってほしい	常に市民が何を求めているか を把握しなければならない	J
	知りたい情報が知りたい時自 由に得ることができる		第三者機関の設置	議会との関係は非常に重要で あり、協動的であるべきであ る	K

B	助成	役割分担・責務	実効性の確保	自由項目	自由意見記入欄
	活動の促進のために必要な助成と環境の整備に努める				NPOだけを特別扱いに考えない方が良いと思う。
	市民活動団体に対する助成は公益性にもとづき公正に行わなければならない	1. 市議会との役割分担を明確にする 2. 市民と行政の役割分担を見直して、市民の活動の場を拡大する 3. 市民活動を行うもの者・市・市民・事業者各々が責務を認識する	1. 条例に具体的数字を入れて確保する（審議会の男女比率など） 2. 情報の公開 3. 評価システムの導入 4. 公募 5. 市民参画の場の拡大 6. 施策を実施するための財政上の確保		B
	「人材育成のための学習機会の提供（コミュニティーリーダー、市民アドバイザーの育成）、市民活動団体の育成助成。*市民活動団体は自立する団体であることに配慮が必要」	「協働とは、市（行政）と市民が、お互いの主体性・自立性を尊重し、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚して、市民生活に密接に関連する分野において、対等な関係において、相互の叡智によって補完し協力することである」	「市民活動団体がネットワークの構築し、相互に情報の交流を図り、PDSPの能力を高める。」	「市民活動を活性化し、市民参画を促すためには、市民フォーラムなどの学習機会を充実し、市民意識の醸成していく」	まちづくりの目標は、第4次総合計画で示している、「- 海峡の恵みと歴史の心を翼に一ひかり輝く快適環境都市しものせき」において集約されていると考
	行政の縦割りごとにコントロールされないNPOファンドの設立 行政からの助成を得るためにはNPOに参加することが必須とする 個人や企業による慈善の寄付へ	NPO法12分野における社会的な使命と活動の明確化（責任と成果こそが最大の報酬） 行政の情報開示と同レベルの情報開示	ミッション（使命）とマネジメント（資金・人材・場所・情報・評価）を明確化するための中間支援組織の設置 中間支援組織：地域社会における多様な構成員が、それぞれの課題と目的に基づいて有効に機能するため、構成員相互を繋ぐ組織として、そのために必要な資源・技術・情報などを提供し、行政とNPO、企業との協働・大学との連携・行政や企業とNPOの人的交	組織のマネジメントやリーダーシップを育て、開発していくようなNPO活動を支援する仕組み（組織）が必要。	D
	（支援） 市民活動からひろがる市民と市民のつながりを促すうえで市民活動を行う全ての団体を対象に公共的空間の活用支援と活動助成の支援	市民はあらゆる機会に市民活動に参加もしくは参画することで市民のつながりを深めることでよりよい豊かな人との関わりを育む	協議・連絡機関の設置 市民・NPO活動団体で構成されて主体的で自立した機関	評価：市民・行政からの評価	前文は未来に向けて市民が展望をもって「まちづくり」に参画し思いがひろがっていく内容にしたい
	市民活動を行なうためには、縦横からの助成が必要である。但し、それを決定する方法としての第三者機関が必要だと思う。	行政で十分把握できないことを市民団体等がそれぞれ特性をもってはたすべきである	定期的に各団体のおこなっている活動内容等を公の場で公開するなどして横のつながりを強化することが、より市民参画を促すことになる		F
	助成を全面に出すのは不賛成（エゴの出るところもあり、不公平になる恐れがある） お金の無いところで知恵を出して活動しているのが現状だがそこから得るもの力も貴重 お金よりも、現在バラバラに動いている団体をうまく連携させることで、活動をさらに促進できると思われるので、そのような場の設置が必要 その他行政は市民活動をバックアップするという姿勢を明確に条文化することも必要				
	文例として、”必要な措置を講ずるよう努める”（ただし保険などは別）	既成団体との分担・責任見直し、活動に関する分担・責務・支援の明文化	活動刺激案の公募、出前制度	コミュニティーリーダーの活動を支援 障害者、外国人の方々への配慮も！！	Aの事例を別添
	機関誌の発行、コミュニケーションの場を設ける。	行政は、情報、場所、資金を提供。原則全ての市民参加活動を受け入れるべきである。市民は、活動の中心。自ら活動する意思を表明し、行政を利用するべきである。	まずは、今活動しているNPO団体や市民活動団体を活発化させるため、説明会などを開く。小中高大の学生にもパンフレットを配布する。市民から意見を募る。		I
	市民活動が高次の段階に進展していくための援助でなければならない	公平かつ公正の理論で行ったほうがよい分野は行政、それ以外は市民活動団体の担当とする	市民意識の向上が不可欠	市民活動団体と行政とは対等であるよってリスクは平等に分配されるべき	J
					K